

流山市指定給水装置工事事業者指定申請のご案内

流山市給水条例の適用される区域内（前ヶ崎の一部、松戸市根木内の一部含む）における給水装置の工事は、流山市給水条例第7条第1項の規定により「指定」を受けた者が施工することとなっています。

1. 申請書類

申請の際にお持ちいただくもの	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）	表裏ともに記入
機械器具調書（別表）	
誓約書（様式第2号）	
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3号）	

2. 添付書類

法人	個人	申請の際にお持ちいただくもの	備考
○		定款又は寄付行為の写し	直近のもの
	○	住民票の写し （外国の方は「外国人登録証明書」の写し）	発行から6ヶ月以内のもの
○		登記簿謄本又は記載事項証明書	発行から6ヶ月以内のもの
○	○	選任される主任技術者の免状又は技術者証の写し	
○		主任技術者の在職証明又は社会保険証の写し	
○	○	申請事業所の案内図、事務所、資材置場の写真	
○	○	連絡先（電話番号、ファックス番号、ホームページアドレス等）	

3. 手数料

手数料 30,000円

流山市指定給水装置工事事業者証の交付時にお支払い下さい。

4. 事業者証の交付

・令和元年8月末日受付分まで

月締めの翌月中旬以降に交付します。

・令和元年9月1日受付分～

20日締め※の翌月初旬に交付します。（※当日が土日祝の場合は直前の平日）

5. 申請先

流山市上下水道局（流山市おおたかの森西一丁目19番地）

1階 上下水道センター 電話 04-7159-9925

（注）流山市指定給水装置工事事業者申請の手続きは、郵送による受付を行っておりません。

また、交付についても上下水道センターで手渡しとなりますので、指定日にご来庁ください。

6. 書類記入の注意事項

1) 指定給水装置工事事業者指定申請（様式第1号）関係

		法人	個人
表面	申請者	登記簿謄本のとおり記入	住民票の写しのとおり記入
	役員	代表取締役から監査役までの役員全員を記入	記入不要
	事業の範囲	登記簿謄本の目的欄を参照して記入	所得税の確定申告欄を参照して記入
裏面	事業所の名称・所在地	表面の申請者と同じ場合でも記入する。 事業所が複数ある場合はその事業所も記入。	
	給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号	選任される給水装置工事主任技術者の氏名・免状の交付番号を記入	

- ・ 印には代表者の印を押してください。
- ・ 指定給水装置工事事業者は、「指定を受けた日から2週間以内」に給水装置工事主任技術者を選任し「選任届」を提出することとされていますが（水道法施行規則第21条第1項）、流山市では指定の申請と併せて「選任届」を提出していただいております。

2) 「機械器具調書」（別表）関係

厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

- ・ 管の切断器具 … 金切りのこ等
- ・ 管の加工用具 … やすり、パイプねじ切り器等
- ・ 管の接合用具 … トーチランプ、パイプレンチ等
- ・ 水圧テストポンプ

3) 「誓約書」（様式第2号）関係

次のいずれにも該当しない者であること。

- ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- ・ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ・ 流山市指定給水装置工事事業者規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- ・ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ・ 法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者がある者